令和2年第10回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会(令和2年10月26日)

召集年月日 令和2年10月26日(月)

召集の場所 おおい町役場 正庁ホール

開会 令和2年10月26日 午後3時54分

閉会 令和2年10月26日 午後4時20分

## 出席委員(13名)

1番 松井厚雄 2番 渡邉典子 3番 松尾 豊

4番 桑田一広 5番 塩野鐘吉 6番 菅原節夫

7番 松宮重信(職務代理)8番 古池洋子 9番 岩崎誠一

10番 早川和夫(会長)11番 谷口浅雄 13番 瀧下光生

14番 田中久博

## 欠席委員(1名)

12番 細川正博

### 出席事務局

局長 奥 治房 次長 小西 守 書記 藤原昭洋

早川与志樹

谷口有利子

### 提出議案

議案第24号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び

所有権移転許可申請審議について

議案第25号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認

定について

局 長 皆さんご苦労様です。ただ今から、令和2年第10回お おい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、

12番 細川委員の1名より欠席の連絡を受けております。 本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいておりま す2議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさ つをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長 本日は、令和2年 第10回おおい町農業委員会を招集 させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、 ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

> それでは、本日上程します議案について、慎重審議いた だきますようよろしくお願い申し上げます。

#### 「開 会]

議 長 それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

### [日程 1]

議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてでありますが、 恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろ しいでしょうか。

### (異議なし)

議 長 それでは、7番 松宮委員さんと11番 谷口委員さん を指名いたします。

#### [日程 2]

議長 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権 移転許可申請審議について を議題といたします。 議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長

議案第24号は、○○○○が石山地係に○○○○○に係る○○、○○○、○○等を造成するため転用するものであります。

詳細は書記に説明させます。

## 谷口書記 はい、議長

(議案第24号資料説明)

この申請は、資料5ページのとおり、○○○を4区画とそれに係る○○及び○○○等を造成するためのものです。○○○○はおおむね1ヘクタールの○が2区画、0.5ヘクタールの○○が2区画となっています。○○○○の周囲に○○及び○○○が整備され、当該農地の東側には、○○○○が、福谷川及び佐分利川の水量に影響が出ないよう調整するための○○○が整備される予定となっています。

事業計画面積は48, 511 m<sup>2</sup>で、そのうち農地転用の面積が41, 286 m<sup>2</sup>となっています。それ以外の7, 22 m<sup>3</sup>は道路、用水路の農地以外の地目でございます。

当該農地につきましては、7月の第7回おおい町農業委員会において農地転用を前提とした農用地からの除外について委員のみなさまに審議いただいたところでございます。その後、去る10月19日に公告がなされ、農用地からの除外が完了し、大飯農業振興地域整備計画が変更されております。

この申請地の農地区分につきましては、資料6ページのとおり、高速道路のインターチェンジ入口からおおむね300m以内に農地の敷地の過半が入り第3種農地として区分される面積が28,407㎡、それ以外の第1種農地として区分される面積が12,879㎡であります。この第1種農地として区分される面積が事業計画面積全体の26.55%と全計画面積の3分の1を超えないことから、転用基準に合致するため、転用可能と判断します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりま すのでご報告願います。

菅原委員 はい、議長。

こちらは20日に塩野委員と現地を確認いたしました。

この事業計画の用地は他の土地も十分検討したと説明があり、当該農地を転用することはやむをえないと考えます。また、周囲の農地とは河川等で分断されており、周囲の営農に影響はないものと考えられ、転用は問題ないものと判断いたします。

議 長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員もう工事は着工しているのか。

次 長 一部土砂が置かれている箇所はあるが、工事は未着工で す。スケジュールとしては、11月下旬に許可を予定して います。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はござい ませんか。

# (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

### [日程 3]

議長日程3 議案第25号 地籍調査事業実施区域における 土地の地目変更認定についてを議題といたします。 本案は、○○○○から同意を求められたものであります

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長

議案第25号は、〇が地籍調査を行い、その成果を現況の地目で登記するにあたり、〇〇〇〇より地目変更の認定について農業委員会に同意を求められたものであります。

名田庄地域は、平成20年度から地籍調査を開始し、納田終、坂本、井上、西谷、中、下、小倉、美川、久坂、挙

野、下久田まで調査が進んでおります。 詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案第25号資料説明)

今回の地目変更は○○○○地籍、○○地籍、○○○の一部飛地及び○○○○が対象となっております。

また、資料19ページ以降の航空写真の対象地に囲み線を引いておりますが、赤色は農地から農地以外に変わるもの、青色は農地以外から農地に変わるもの、緑色は田から畑に変わるものとなっております。

なお、町が地籍調査事業により農地を農地以外の地目に変更する場合の基準は、町と農業委員会との取り決めにより、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になって10年以上経過した土地であることが確実な場合に限り」としております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりま すのでご報告願います。

菅原委員 はい、議長。

こちらも20日に塩野委員と現地を確認いたしました。 すべての土地を確認した結果、農地以外に変わるものに つきましては事務局説明のとおり、いずれも農地以外にな って10年以上経過しているものであり、地目の変更は町 と農業委員会との取り決めに基づき行われておりますので、 問題ないものと判断いたしました。また、農地に変わるも のは農地として管理されておりましたので、地籍調査の成果に同意できるものと判断いたしました。

議長ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 資料 9 ページの備考欄に記載している地番が一覧にない のはなぜか。

早川書記 雑種地など、農地でない地番はこの一覧には記載していません。

松宮委員 税務の課税の現況と地籍調査の現況の調査結果は一致するのか。

早川書記 過去調査においては一致していないものもあったが、現在では調査中に税務の課税現況と一致するようチェックしています。

松宮委員 明らかな町有地で、個人所有となっている土地は所有権 移転できないのか。

早川書記 地籍調査としてはできませんが、所管している担当課に は地籍調査後に指導しています。

松井委員 水没滅失は土地ではなくなるのか。

早川書記 土地ではなくなります。所有者が所有権放棄しています。

松宮委員 航空写真では駐車場に見える土地があるが、これは宅地なのか。

早川書記 宅地の一部としての駐車場という調査結果になったもの は、宅地としています。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はござい ませんか。

# (異議なし)

- 議長 ご異議がないようでございますので、議案第25号 地 籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について は、原案どおり同意するものといたします。
- 議長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和2年第10回の委員会を終了いたします。 慎重審議ありがとうございました。